

地域生活支援事業について

資料3

○位置付け

- ①本事業は、障害者自立支援法によって法定化された事業である。
- ②本事業は、国の予算の範囲内で1/2以内を補助するものであり、2006（平成18）年度予算においては、満年度ベースで400億円であるが、施行が10月であるため半年分200億円となっている。
- ③法律上、市町村及び都道府県が実施することとされており、相談支援など市町村等が必ず実施しなければならない事業が定められている。

○目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○基本的考え方

- ①市町村及び都道府県が行う事業であり、それぞれ法律上必ず実施しなければならない事業を定めているが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。
- ②障害者自立支援法に規定する、個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と組み合わせることで効果的に本事業を実施することができる。
- ③地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業の実施が要請されている。

【地域の特性】

地理的条件や社会資源の状況

【柔軟な形態】

- (1) 委託契約、広域連合等の活用
- (2) 突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
- (3) 個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- ④障害者自立支援法による保健福祉サービスに関するPR、普及啓発等も本事業で実施して差し支えない。

○事業内容

- ①市町村地域生活支援事業：市町村が実施主体となっている事業
 - 法律上、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付等、移動支援事業、地域活動支援センター等事業が実施しなければならない事業として定められているので、適切に実施する。
 - その他、市町村の判断により自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。
 - なお、事業の実施を他の市町村と連携を図り、広域的に実施することや、第三者に事業の全部又は一部を委託することができる。
- また、地域の実情を勘案し、都道府県が実施することができる。
- ②都道府県地域生活支援事業：都道府県が実施主体となっている事業
 - 法律上、発達障害者に対する支援等特に専門性の高い相談支援事業やその他市町村間の連携により広域的な対応が必要な事業が実施しなければならない事業として定められているので、適切に実施する。
 - 上記の他に、都道府県の判断により障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のためサービス提供者等の養成研修事業や、その他必要な事業を実施することができる。

○費用負担

①実施主体と負担割合

市町村 → 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

都道府県 → 国1/2 都道府県1/2

※大都市特例の適用なし。ただし、発達障害者支援センターは、大都市特例を適用。

【留意事項】本事業の中には、一般的な相談支援事業や地域活動支援センターの基礎的事業（従来の小規模作業所の単独補助事業とされている部分）など、すでに地方自治体の一般財源で実施されていたものがあるが、その部分については補助対象とはならない。

②利用料

地域生活支援事業については、地方自治法の規定に基づき、実施主体の判断で利用料を求めることができる。（利用料に関する事項については、条例で定めることが必要）